

市場、加工場、冷凍・冷蔵施設などで すぐ使う機器等の整備を支援します

水産業共同利用施設復旧支援事業

●こんな場合に本事業をご活用ください

水産業共同利用施設において

○所有していた機器等が被災して破損・流出し、使えなくなってしまった。

○被災地の民間企業同士で共同利用する機器等が欲しい。など

～ 主な整備対象機器(例) ～



- ・フォークリフト
- ・電子はかり
- ・仮設冷凍・冷蔵庫
- ・高圧洗浄機
- ・仮設倉庫
- ・製氷機
- ・加工機器
- ・鮮度保持容器



事業を実施できる団体等

- ◆漁業協同組合連合会
- ◆漁業協同組合
- ◆水産加工業協同組合連合会
- ◆水産加工業協同組合
- ◆事業協同組合連合会
- ◆事業協同組合(設立準備中を含む)
- ◆市町村、道県

補助率

認められた事業費(購入費)の

- ①岩手県、宮城県、福島県内は「2/3以内」
- ②北海道、青森県、茨城県、千葉県内は「1/2以内」

よくある質問

Q 1 事業期間はいつまでですか？

A 1 事業が認められた日から平成24年3月までです。

Q 2 新しい機器を入れる際、設置費や被災した古い機器の撤去費も支援の対象になりますか？

A 2 対象になります。

Q 3 支援を受けたいときは、どちらに問い合わせればよいですか？

A 3 下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、
道県水産担当部局または水産庁加工流通課(TEL03-6744-2349)まで